

# 刑事訴訟法とは何か

ゼロから司法試験 復習ノート / ゼロから刑事訴訟法#1 / 動画: <https://youtu.be/Dnl3Eged7D8>

第1章 刑事訴訟法の基礎 ① / 動画の内容を見返し用にまとめたものです (動画には含みません)。

## 1. 刑事訴訟法とは——実体法と手続法 [短答]

刑事訴訟法とは、犯罪を捜査し・裁判し・刑罰を科すまでの「流れ (手続)」を定めた法です。「何が犯罪か」という中身を決める刑法と、二人三脚の関係にあります。

- 刑法=実体法 … 何が犯罪で、どんな刑罰か (“中身”)。例) 刑法199条「人を殺した者は、死刑又は……拘禁刑に処する」。
- 刑訴=手続法 … その犯罪をどう捜査し、どう裁くか (“流れ”)。例) 逮捕 → 取調べ → 起訴 → 公判 → 判決。

大事なのは、刑法上は犯罪が成立しても、刑訴の定める適正な手続を経なければ、国家は処罰できないということ。中身 (刑法) と手続 (刑訴) の両方がそろって、はじめて処罰に至ります。

## 2. 2つの目的=アクセルとブレーキ (刑訴1条) [短答・論文共通]

刑事訴訟法には、正反対を向く2つの目的があります。

- 実体的真実主義 (真実発見) =アクセル … 真相を解明し、真犯人を逃さない。
- 人権保障 (適正手続) =ブレーキ … 無実の人を罰せず、捜査でも無理をしない。

この2つは対立しうるもので、刑訴1条はその調和を目指すと宣言しています。

### 刑事と民事で「真実」のゴールが違う

観点	刑事訴訟	民事訴訟
目指す真実	実体的真実主義 (本当の真実)	形式的真実主義 (当事者が認めた真実)
自白の扱い	嘘の自白でも 証拠で確信がなければ有罪にできない	認めれば それを前提に裁判が進む (弁論主義)
なぜ	国家が人を罰する 強力な作用だから	個人間の紛争を 解決するのが目的だから

図：真実発見 (アクセル) と人権保障 (ブレーキ) の対比。

## 刑訴の2つの目的=アクセルとブレーキ (1条)

アクセル

**実体的真実主義**

真相を解明し、真犯人を逃さない

ブレーキ

**人権保障 (適正手続)**

無実の人を罰せず、捜査で無理をしない



刑訴1条=この両者の【調和】を目指す

「公共の福祉の維持」と「個人の基本的人権の保障」を全うしつつ事案の真相を明らかにする

図：実体的真実主義（アクセル）と人権保障（ブレーキ）の調和。

【条文】 刑事訴訟法1条 この法律は、刑事事件につき、公共の福祉の維持と個人の基本的人権の保障とを全うしつつ、事案の真

相を明らかにし、刑罰法令を適正且つ迅速に適用実現することを目的とする。

条文 刑事訴訟法1条 (目的)

この法律は、刑事事件につき、**公共の福祉の維持と個人の基本的人権の保障**とを全うしつつ、**事案の真相を明らかにし**、**刑罰法令を適正且つ迅速**に適用実現することを目的とする。

適正手続の憲法上の根拠が憲法31条です。

【条文】 憲法31条 (適正手続) 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

文言は「手続の法定」ですが、通説・判例は、ここに**手続の適正・実体の法定 (罪刑法定主義)・実体の適正**まで含めて読みます (適正手続=デュープロセス条項)。

条文 憲法31条 (適正手続の保障)

何人も、**法律の定める手続によらなければ**、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

図：適正手続の憲法上の根拠＝憲法31条。

### 3. 刑事の「真実」は本物でなければ ——刑事 vs 民事 [短答]

同じ「真実」でも、刑事と民事では求める水準が違います。刑事は当事者が認めただけでは足りず、**証拠に裏づけられた本物の真実**でなければなりません。国家が人を罰するという、強力な作用だからです。

観点	刑事訴訟	民事訴訟
目指す真実	実体的真実主義 (本当の真実)	形式的真実主義 (当事者が認めた真実)
自白の扱い	嘘の自白でも、証拠で確信がなければ有罪にできない	認めればそれを前提に進む (弁論主義)
なぜ	国家が人を罰する強力な作用だから	個人間の紛争解決が目的だから

### 4. 無罪推定・証拠裁判主義 [短答・論文共通]

国家の強力な作用に歯止めをかけるのが、次の原則です。

- **無罪推定** … 有罪が確定するまでは、「罪を犯していない人」として扱う。
- 「**疑わしきは被告人の利益に**」 … 合理的な疑いが残れば被告人に有利に＝確信に至らなければ無罪。
- **挙証責任は検察官が負う** (合理的な疑いを超える証明が必要)。
- なお、無罪推定そのものを定めた憲法の明文はなく、**憲法31条 (適正手続) + 自由権規約 (ICCPR) 14条2項**に支えられます。

そして、その有罪・無罪を何で決めるのかを定めるのが**証拠裁判主義**です。

【条文】**刑事訴訟法317条 (証拠裁判主義)** 事実の認定は、証拠による。

条文 刑事訴訟法317条（証拠裁判主義）

事実の認定は、証拠による。

図：証拠裁判主義＝事実の認定は証拠による（317条）。

## 5. 手続の全体像（シリーズの地図）

〔短答〕

刑事手続は、次の流れで進みます。このシリーズ全体の地図です。

- ①捜査 → ②公訴提起（起訴） → ③公判 → ④判決・上訴・確定 → ⑤執行。
- 捜査 … 身柄確保・証拠収集（警察・検察）。任意捜査が原則で、強制処分は法律の定めと令状が必要。
- 公訴提起 … 検察官が裁判にかける。
- 公判 … 法廷の審理（有罪無罪・量刑）。

### 刑事手続の全体像（捜査→執行）



起訴前  
被疑者

起訴後  
被告人

図：刑事手続の全体像（捜査→公訴→公判→執行）。

呼び分けにも注意します。起訴を境に、被疑者（起訴前）→被告人（起訴後）。報道の「容疑者」が被疑者、「被告」が被告人にほぼ対応します。刑事の「被告人」は、民事の「被告」とは別概念です。

覚えるポイント — 逮捕後の身柄手続〔参考・数値〕

- 警察 → 検察送致：48時間以内（203条）
- 検察 → 勾留請求：24時間以内、かつ逮捕から通算72時間以内（205条）
- 勾留：原則10日＋延長で通算10日まで（208条）
- ※本編では深入りせず、全体像にとどめます。

※ 弾劾主義・当事者主義・国家訴追主義（247条）は #2「審理の構造＋訴訟の主体」で扱います（#1は手続の全体像＝地図で締めます）。

## 短答ひっかけ

- 「本当の真実」を要求するのは → 刑事（実体的真実主義）。自白だけでは有罪にできない。
- 起訴の前後で呼び名 → 前＝被疑者／後＝被告人（起訴が境）。

- 事実の認定は → 証拠による（証拠裁判主義・317条）。挙証責任は検察官。

## 論文の型

- 該当なし（導入回。具体的に暗記すべき規範は次回以降の各論で扱う）。

## 今日の地図（保存版）

- 刑訴＝手続法（実体法＝刑法）。犯罪が成立しても、適正手続なしに処罰はできない。
- 刑訴1条＝アクセル（実体的真実主義）とブレーキ（人権保障）の調和。
- 刑事は実体的真実主義／民事は形式的真実主義。自白だけでは有罪にできない。
- 無罪推定・「疑わしきは被告人の利益に」・挙証責任は検察官・証拠裁判主義（317条）。
- 手続の全体像：捜査→公訴提起→公判→判決確定→執行。起訴を境に被疑者→被告人。

次回は第1章②「審理の構造＋訴訟の主体」。糾問主義/弾劾主義・当事者主義・国家訴追主義（247条）と、裁判所・検察官・被疑者/被告人・弁護人を扱います。